

| 質問項番 | 区分 | 質問内容 | 回答 |
|------|-----|---|--|
| 1 | 届出 | 特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算及びサービス提供体制強化加算を算定する場合、算定根拠となる書類は何か？ | 添付書類チェックリストをご参照ください。 |
| 2 | 加算 | 訪問介護の特定事業者加算について、現在10人の訪問介護員がおり、その内2名が介護福祉士であるが、算定できるか？ | 特定事業所加算の算定における人材要件は、算定月の実人数ではなく、「前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数」となります。 |
| 3 | その他 | サービス提供体制強化加算（1）イの添付書類について、別紙3の2、別紙1の3の他に必要な書類はあるか？ | 添付書類チェックリストをご参照ください。 |
| 4 | その他 | 介護職員処遇改善加算について、キャリアパス要件の届出書はないのか？ | キャリアパス要件については、計画書様式において位置づけられています。 |
| 5 | 加算 | 介護職員処遇改善加算について、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の違いはなにか？ | 介護保険最新情報vol.437及び介護保険最新情報vol.438をご参照ください。 |
| 6 | 届出 | 介護職員処遇改善加算について、平成26年度まで加算（Ⅰ）を算定していたが、今年度から加算（Ⅱ）とする場合、提出書類は何か必要か。 | 加算区分については、読替え対応となるので、体制届の提出は不要です。ただし、計画書は毎年提出していただく必要がありますので、平成27年度分は平成27年4月15日までに提出してください。 |
| 7 | 加算 | 介護職員処遇改善加算において新区分（Ⅰ）が設けられたが、キャリアパス要件は変更されたのか？ | キャリアパス要件については、変更ありません。 |
| 8 | 届出 | さいたま市「主な質問への回答（H27.3.24～H27.3.31）」質問項番9について、サービス提供体制強化加算の算定には4月～2月の勤務形態一覧表を提出する必要があると回答されているが、（Ⅰ）イを算定する場合でも同様か？ | 「加算算定開始月の勤務形態一覧表」に訂正させていただきます。 |
| 9 | 届出 | 中重度体制加算について、介護福祉士の資格証の写しは必要か？ | 中重度体制加算の要件に介護福祉士は含まれておりません。看護職員の資格証の写しを提出ください。なお、すでにさいたま市に提出している場合は、省略できます。 |
| 10 | 加算 | 訪問リハビリテーションのサービス提供体制強化加算について、（別紙12の3）勤続3年以上の割合が1名以上とあるが、常勤換算方法か？ | 常勤換算方法ではありません。算定月の人員に、実人数で1名以上いれば算定できます。また、常勤要件もありません。 |
| 11 | 届出 | 特定事業所加算の届け出（別紙10-2）について、「※各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことが分かる）書類も提出してください。」と記載があるが、何を提出すればよいか？ | 添付書類チェックリストを参照ください。 |
| 12 | 届出 | 夜勤職員の加算について、介護保険福祉施設は（参考5-1）、短期入所生活介護は（参考5-1）と（別紙7）と提出書類の数が違うのはなぜか？ | 平成27年4月8日に修正いたしました。勤務形態一覧表と参考様式を添付してください。なお、勤務形態一覧表については、算定開始月のものを添付してください。 |

| 質問項番 | 区分 | 質問内容 | 回答 |
|------|-----|--|---|
| 13 | 届出 | 介護福祉施設サービスにおける看護体制加算について、平成27年3月まで看護体制加算（Ⅱ）を算定していたが、平成27年4月以降も算定する場合は、届出書の提出は必要か？ | 加算要件を変更しない場合、届出書の提出は不要です。 |
| 14 | 届出 | 介護（看護）職員の資格者証の写しに、原本証明の記載は必要か？ | 事業者が発行した文書ではないので不要です。 |
| 15 | 届出 | 中重度体制加算について、添付する資格者証の写しは、介護及び看護の全職員分が必要か？ | 以前に、さいたま市に提出しているもの以外は、全員分必要です。 |
| 16 | 届出 | 平成27年3月まで介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しているが、平成27年4月以降は介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の要件を満たさない。届出しない場合は介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を算定することになるのか？ | 昨年度までの介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は加算（Ⅱ）に読み替えられますが、計画書の提出は必要です。 |
| 17 | 加算 | 中重度者ケア体制加算について、該当する看護師が要件に含まれない機能訓練指導員として従事した場合、従事した時間を中重度ケア体制加算の該当時間に含めていいか？ | 機能訓練指導員として従事した時間は含めることは出来ません。 |
| 18 | その他 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取る場合、キャリアパス要件について、要件（Ⅱ）の④に目標の記載は必要か？ | 具体的な目標を記載してください。 |
| 19 | 届出 | 通所介護の中重度ケア体制加算の添付資料様式はどこにあるのか？ | さいたま市HP「（介護保険事業者向け）介護報酬算定にかかる参考様式」にある（参考7）中重度者ケア体制加算算定表を参照ください。 http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p041283.html |
| 20 | 届出 | 特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合、提出書類はなにが必要か？ | 添付書類チェック表を参照ください。 |
| 21 | 加算 | 通所介護において、中重度者ケア体制加算、個別機能訓練加算Ⅱ、口腔機能向上加算をすべて算定する場合、常勤換算で看護師は何名必要か？ | 中重度者ケア体制加算については、介護保険最新情報Vol.454の問25～問31を参照ください。 ・個別機能訓練加算Ⅱについては、専従の「機能訓練指導員」の配置が必要となります。 |
| 22 | その他 | ・キャリアパス要件等の届出書が必要になるが、さいたま市のHPに様式がない。さいたま市はアップする予定があるか伺いたい。 | さいたま市HP「介護職員介護職員処遇改善加算の算定について」の「2.提出書類」にある「介護職員処遇改善加算様式」を参照ください。 http://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p019774.html |
| 23 | 届出 | 介護職員処遇改善加算のみ変更となる場合は、体制届の提出は平成27年4月15日でしょうか？ | 体制届に計画書（案）を添付し、平成27年4月15日までに郵送で提出ください。 |
| 24 | 届出 | 短期集中と個別リハビリテーションを算定していたが、短期集中個別リハビリテーション実施加算に移行する場合、体制届の提出は必要か。 | 新設された加算を算定する場合は、体制届の提出が必要です。 |

| 質問項番 | 区分 | 質問内容 | 回答 |
|------|-----|---|--|
| 25 | 届出 | 介護老人保健施設のサービス提供体制強化加算について、加算（Ⅰ）から加算（Ⅰ）□となす場合、体制届の提出は必要か。 | 加算要件を変更しない場合、届出書の提出は不要です。 |
| 26 | その他 | 処遇改善加算の「計画書案」とは、「別紙様式2 介護職員処遇改善計画書」のことか。 | （様式2）介護職員処遇改善計画書です。 |
| 27 | その他 | 処遇改善加算の提出について、従来は2月末日までに出していたが、今年度は平成27年4月15日までに計画書（案）、4月30日までに計画書を提出することとなっている。今後もこの提出期限になるのか？ | 今年度は報酬改定が行われたため提出期限が例年と異なっていますが、算定時期は従来通りです。 また、実績報告がない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として、全額返還となりますのでご注意ください。 従来通りの期限となります。 |
| 28 | その他 | 平成26年度の処遇改善加算の実績報告書は平成27年7月31日まででよいか。 | 最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までとなるため、平成26年度は平成27年7月未までの報告が必要です。 |
| 29 | 届出 | 加算の届出と処遇改善加算の届出について、提出日が違うが別々に提出するのか。 | 介護職員処遇改善加算のみ新たに算定する場合は、平成27年4月15日までに体制届及び処遇改善加算に係る届出書類を提出ください。処遇改善加算以外を算定する場合は、平成27年4月10日まで（郵送で平成27年4月11日消印有効）に届出書を提出ください。 |
| 30 | その他 | 特定施設入居者生活介護において、勤務形態一覧表の「人員配置区分－□□型」には何を記入すればよいか。 | 一般型または外部サービス利用型のいずれかを記入してください。 |
| 31 | 届出 | 平成27年5月分の加算に係る届出書類等の提出期限はいつか？ | 従来通りの提出期限となります。 施設系サービスは平成27年5月1日、居宅系サービスは平成27年4月15日です。 |